

第9期 介護保険料

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料額（年額）
1	生活保護の受給者の方、または住民税非課税世帯で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万9千円以下の方	×0.285	23,420
2	住民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	×0.485	39,860
3	住民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	×0.685	56,300
4	本人は住民税非課税だが、世帯に課税者がおり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円以下の方	×0.90	73,980
5	本人は住民税非課税だが、世帯に課税者がおり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円を超える方	×1.00	82,200
6	本人が住民税課税で、前年の合計所得が120万円未満の方	×1.20	98,640
7	本人が住民税課税で、前年の合計所得が120万円以上210万円未満の方	×1.30	106,860
8	本人が住民税課税で、前年の合計所得が210万円以上320万円未満の方	×1.50	123,300
9	本人が住民税課税で、前年の合計所得が320万円以上420万円未満の方	×1.70	139,740
10	本人が住民税課税で、前年の合計所得が420万円以上520万円未満の方	×1.90	156,180
11	本人が住民税課税で、前年の合計所得が520万円以上620万円未満の方	×2.10	172,620
12	本人が住民税課税で、前年の合計所得が620万円以上720万円未満の方	×2.30	189,060
13	本人が住民税課税で、前年の合計所得が720万円以上の方	×2.40	197,280

※令和7年4月から、第1・2段階、第4・5段階を区分する合計所得金額などの金額が「80万円」から「80万9千円」に変更されました。